

事 務 連 絡
令和4年4月15日

各 都 道 府 県 私 立 幼 稚 園 主 管 課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
総合教育政策局教育人材政策課

審議経過報告（中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）の取りまとめ及び私立幼稚園等における研修の一層の充実について（周知）

日頃より幼児教育の振興及び教職員の研修の充実について、御尽力くださり感謝申し上げます。

さて、下記のとおり、令和4年3月31日に中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会（以下「特別委員会」という。）において、審議経過報告が取りまとめられました。

各都道府県私立幼稚園主管課におかれては各私立幼稚園に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては各私立幼保連携型認定こども園に対して、下記の内容を周知していただきますよう、お願いします。

記

1. 審議経過報告（中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）について

令和3年7月に設置された中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会（以下「特別委員会」という。）において、下記 URL のとおり、令和4年3月31日に審議経過報告が取りまとめられました。

この審議経過報告では、別紙1の概要のとおり、特別委員会において議論されている幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続に関する課題や目指す方向性について取りまとめられています。

また、別紙2の通り、同特別委員会において議論された幼保小の架け橋プログラムに関し、令和4年4月5日付けで「「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等について」の事務連絡が発出されておりますので、御確認ください。

い。

○審議経過報告

URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00001.html

2. 私立幼稚園等における研修の一層の充実について

特別委員会の審議経過報告では、研修に関する項目において、幼稚園等における教育の充実を図っていくためには、「幼児期の教育を担う先生の研修が、これまでの積み上げを生かしつつ更なる充実が図られるよう、幼児教育の特質や先生のキャリア形成を踏まえつつ、研修の体系化や内容の充実を図るとともに、改めて、研修機会の確保・充実の必要性の周知を図る。」ことなどが提言されています。

また、令和3年11月15日に取りまとめられた、「「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ」（中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会）（以下「審議まとめ」という。）においては、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿や、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策などについて示されています。

上記の審議経過報告や審議まとめにもあるように、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門性の高度化を進めるとともに、研修機会の確保・充実を図るためにも、幼児教育の段階においては、これまで各私立幼稚園団体や各私立幼稚園等（幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園を含む。）において積み上げられてきた研修の更なる充実が不可欠だと考えています。

教育公務員には、任命権者のもと各学校における研修計画が義務付けられますが、各私立幼稚園団体におかれましても、各園での主体的な研修計画をもとにした幼児教育の質向上が望まれるところです。

そうした中で、学びの成果の可視化と組織的共有も重要であり、教職員の研修履歴をウェブ上で管理できるシステムである「幼稚園ナビ」の活用とともに、子ども・子育て支援新制度の公定価格における所定の時間の研修を修了した教職員の処遇を改善する場合の施設への給付を加算する仕組み（処遇改善等加算Ⅱ）や、公開保育の取組と組み合わせて学校関係者評価を実施する施設への加算（施設関係者評価加算）などの活用も進めていただきたいと思います。

各私立幼稚園団体及び各私立幼稚園等におかれましては、こうした幼児教育の質向上を図るためのシステムや制度を活用しながら、各施設における研修機会の確保・充実及び教職員の資質能力の向上に一層取り組み、新たな教師の学びの姿の実現に向けた研修の充実に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
電 話：03-6734-3136

1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼儿教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実する必要
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

3. 課題

(1) 幼儿教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有

- 幼儿教育の質に関する認識が社会的に共有されていると言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

(2) 0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足

- 幼保小の接続の課題
 - ・園の7～9割が小学校との連携に課題意識
 - ・半数以上の園が行事の交流等であり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
 - ・スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定 など→学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

(3) 格差なく学びや生活の基盤を育む重要性和多様性への配慮

- 質の高い幼儿教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついているとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

(4) 教育の質を保障するために必要な体制等

- 自治体の幼儿教育推進体制として、幼儿教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイスの質のばらつきや継続性などに課題

(5) 教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼儿教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼儿教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

4. 目指す方向性

(1) 「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施

- 発達の段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目。全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する理解・活用の促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋期の充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
 - ・園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
 - ・これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成・指導計画作成、実施
- 進め方のイメージ：
 - ・4つのフェーズ（①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
 - ・①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

(3) 全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施、評価・改善

(4) 幼儿教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上

- 自治体の幼儿教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

(5) 地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の審議経過報告が取りまとめられ、文部科学省として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」を策定しましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年4月5日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等について

日頃より幼児教育の振興及び小学校教育との接続について、御尽力くださり感謝申し上げます。

さて、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の質的向上とともに、小学校への円滑な接続を図り、接続期の教育の充実を図っていくことが必要です。

文部科学省としては、これまでも、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性を確保するとともに、小学校との接続期の連携の手掛かりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を策定するなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「幼保小」という。）の連携を推進してまいりました。

他方で、幼稚園・保育所・認定こども園の多くが小学校との連携に課題があると感じている、半数以上の園が行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキ

ュラムの編成・実施が行われていないなどの点も指摘されています。

このため、中央教育審議会の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において具体的な方策を議論いただいております、今般、その審議経過報告が取りまとめられ、文部科学省として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（別添１）及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」（別添２）（以下「手引き及び参考資料」という。）を策定しました。

この「幼保小の架け橋プログラム」については、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期（０～１８歳の学びの連続性に配慮しつつ、５歳児～小学校１年生の２年間を対象）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものであり、関係者の負担軽減に留意しつつ、手引き及び参考資料を活用いただきながら、各地域や施設の創意工夫を生かした取組の充実を図っていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び小学校に対して、各都道府県・市区町村保育主管課におかれては、所轄の保育所に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれは、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、本件の周知を図るとともに、必要に応じ、指導、助言又は援助等をお願いします。

<添付資料>

別添１ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）

別添２ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）

<参考>

中央教育審議会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会一審議経過報告一

URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00001.html

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
電 話：０３－６７３４－３１３６